

大口町告示第41号

占有物件及び使用物件に係る占有料等の減免率を定める件（平成3年大口町告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

占有物件及び使用物件に係る占有料等の減免率を定める件の一部を改正する告示

占有物件及び使用物件に係る占有料等の減免率を定める件（平成3年大口町告示第18号）の一部を次のように改正する。

表電柱・電話柱の項中「道路管理者が設ける標識が添架されたもの」を「道路管理者が設ける標識、街灯若しくは道路反射鏡が添架されたもの」に改める。

附 則

この件は、令和6年4月1日から施行する。

占用物件及び使用物件に係る占用料等の減免率を定める件の一部改正新旧対照表

| 新 | | 旧 | |
|---|--|---|--|
| 区分 | 減免率（単位％） | 区分 | 減免率（単位％） |
| 大口町道路占用料条例第7条第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号及び12号に定めるもの | 100 | 大口町道路占用料条例第7条第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号及び12号に定めるもの | 100 |
| 電柱・電 話柱 | 公共団体が設ける街灯が添架されたもの | 電柱・電 話柱 | 公共団体が設ける街灯が添架されたもの |
| | 道路管理者が設ける標識、街灯若しくは道路反射鏡が添架されたもの | | 道路管理者が設ける標識が添架されたもの |
| | 公安委員会が設ける標識及び信号機が添架されたもの | | 公安委員会が設ける標識及び信号機が添架されたもの |
| テレビ用アンテナ線（電波障害防除用） | 100 | テレビ用アンテナ線（電波障害防除用） | 100 |
| ガス管 | ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が設置したもの | ガス管 | ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が設置したもの |
| | 外径0.075メートル未満の支管 | | 外径0.075メートル未満の支管 |
| | 外径0.4メートル未満の本管 | | 外径0.4メートル未満の本管 |
| | 外径0.4メートル以上の本管 | | 外径0.4メートル以上の本管 |
| 農業用排水管路 | 100 | 農業用排水管路 | 100 |
| 排水管 | 一般家庭排水に係るもの | 排水管 | 一般家庭排水に係るもの |
| 自動運行補助施設 | 道路法（昭和27年法律第180号）（以下「法」という。）第2条第2項第5号に規定 | 自動運行補助施設 | 道路法（昭和27年法律第180号）（以下「法」という。）第2条第2項第5号に規定 |

| 新 | | | 旧 | | |
|-----|--|-----|-----|--|-----|
| | する自動運行補助施設 | | | する自動運行補助施設 | |
| 通路橋 | 一般家庭及び農地の出入口に使用するもの | 100 | 通路橋 | 一般家庭及び農地の出入口に使用するもの | 100 |
| アーチ | 公共的団体等に係るもの | 100 | アーチ | 公共的団体等に係るもの | 100 |
| 幕 | 公共的団体等に係るもの | 100 | 幕 | 公共的団体等に係るもの | 100 |
| | 公共的団体等が占、使用する物件で公衆の利便に著しく寄与するもの | 100 | | 公共的団体等が占、使用する物件で公衆の利便に著しく寄与するもの | 100 |
| | 法第37条にて占用制限された区間で道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器 | 89 | | 法第37条にて占用制限された区間で道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器 | 89 |
| | 法第37条にて占用制限された区間で電線類が上空に設置されていない道路において地中において設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器 | 89 | | 法第37条にて占用制限された区間で電線類が上空に設置されていない道路において地中において設ける管路及びこれらと一体不可欠な変圧器等の地上機器 | 89 |
| | 電線共同溝、キャブ等に收容される電線類 | 20 | | 電線共同溝、キャブ等に收容される電線類 | 20 |
| | 電線共同溝、キャブ等と一体不可欠な変圧器等の地上機器 | 89 | | 電線共同溝、キャブ等と一体不可欠な変圧器等の地上機器 | 89 |